

第三次

奥出雲町男女共同参画計画



令和4年3月
島根県奥出雲町

は じ め に

奥出雲町は、古くは出雲国風土記に鉄の生産地として記されており、わが国有数のたたら製鉄の産地として特徴ある産業や生活文化を継承し、豊かな自然に恵まれた歴史あるまちです。

近年、本町においても少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、価値観・家族形態の多様化など社会情勢は変化してきており、地域において人と人のつながりや地域の活性化を高める取り組みにより、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるよう「ひとづくり」や「仕組みづくり」などを推進してきました。

このような人口減少社会においては、性別に関わりなく一人ひとりが個人として尊重され、それぞれの能力を発揮し、誰もが生涯にわたって活躍できる社会をめざし、男女共同参画の視点での取り組みを推進していくことが重要な施策の一つとなっています。

本町では、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次島根県男女共同参画計画」を勘案し、このたび「第2次奥出雲町総合計画」との整合性を踏まえ「第3次奥出雲町男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、従来の計画を継承し、さらに防災分野における男女共同参画の推進とあらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを重点目標に位置づけており、「つながりで築く 幸せと笑顔あふれるまち 奥出雲町」の実現のため、町民や地域、関係機関等との連携のもと、協働して取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆さま、本計画の策定にご尽力をいただきました奥出雲町男女共同参画計画策定委員会委員の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和4年3月

奥出雲町長

勝田 康則

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 奥出雲町の状況と課題	3
5. 計画の基本的な考え方	3
6. 施策の体系図	4

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	5
重点目標1 啓発・情報提供の充実	
2 地域での学習・理解促進	
基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	8
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進	
2 管理職等への女性職員の積極的登用	
3 男女共同参画による地域づくりと人材育成	
4 女性の就労支援	
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせるまちづくり	16
重点目標1 暴力・ハラスメントの防止と相談窓口の周知	
2 生涯を通じた健康づくりの推進	
3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進	
4 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	

第3章 計画の推進

1. 推進体制	21
2. 数値目標一覧	22

参考資料

1. 用語解説	25
2. 策定の経過	26
3. 男女共同参画社会基本法	27
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	32
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	47

6. 奥出雲町男女共同参画推進条例	60
-----------------------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画計画」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や地域における男女共同参画の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶、防災・復興における男女共同参画の推進などを中心とした施策が進められています。

奥出雲町では、平成21年3月に「奥出雲町男女共同参画推進条例」を制定、また、平成28年3月には「第二次奥出雲町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策を推進してきました。

奥出雲町においても、少子高齢化の進行、共働き家庭の増加など社会情勢や家族形態が変化する中で、多様な人材の能力の活用や配偶者などからの暴力の根絶、防災分野における男女共同参画推進の必要性など、さまざまな課題への対応が必要となっています。

男女が性別に関わりなく個人として尊重され、あらゆる分野での女性の活躍を促進し、誰もが安全・安心して暮らせる社会をめざすため、「第三次奥出雲町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け総合的かつ計画的に施策を推進します。

2. 計画の位置づけ

この計画は平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」第14条に基づいて策定するものであり、国の定めた「第5次男女共同参画基本計画」及び「第4次島根県男女共同参画計画」を基本的な方針とするとともに、地域の特性に応じた男女共同参画社会の推進を図るため、「奥出雲町男女共同参画推進条例」に基づき平成28年3月に策定した「第二次奥出雲町男女共同参画計画」を継承し、「第三次奥出雲町男女共同参画計画」を策定します。

また、この計画は「第2次奥出雲町総合計画」や関連する諸計画との整合性を図り、奥出雲町における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

さらに、この計画は次の計画を一体的に策定するものです。

- ①基本目標Ⅱに係る部分については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ②基本目標Ⅲに係る部分については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の三第3項に規定する「市町村基本計画」

3. 計画の期間

この計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

4. 奥出雲町の状況と課題

少子高齢化の進行、社会情勢・家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化など、我が国の社会・経済環境の状況は大きく変化してきました。

奥出雲町の人口は転出が転入を上回る社会減の状況が続き、出生数についても減少傾向にあります。なかでも高齢化率は全国平均を大きく上回っており、今後もその傾向は継続すると見込まれます。

また、地域活動は男性が中心となって活動が進められることが多く、依然として若者や女性の活動への参加、世代間のつながり弱い現状にあり、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別による役割分担意識が未だに残っていることや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、意識せず性別による差別・区別が生じている状況にもあります。

本町を取り巻く社会・経済環境は厳しく、人口減少に直面する中で活力あるまちづくりを進めていくためには、働き方や暮らし方の変革を実現し、多様な人材が活躍できる環境づくり・仕組みづくりが必要であり、「男女共同参画」の視点をもった取り組みが重要となっています。

5. 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を掲げています。

この計画では、男女共同参画社会基本法に掲げる基本理念をもとに、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
- Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり
- Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせるまちづくり

6. 施策の体系図

基本目標	重点目標	基本施策
I 男女共同参画の意識づくり	①啓発・情報提供の充実 ②地域での学習・理解促進	①男女共同参画啓発の推進と情報提供 ②生涯を通じた学習機会の提供
II あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	①政策・方針決定過程への女性の参画推進 ②管理職等への女性職員の積極的登用 ③男女共同参画による地域づくりと人材育成 ④女性の就労支援	①審議会等への女性委員の登用促進 ②庁内における男女共同参画の徹底 ③まちづくりや地域活動への女性の参画機会の充実 ④地域でリーダーとなる人材の育成と情報提供 ⑤女性の就労支援の充実 ⑥子育て支援の充実 ⑦介護者の負担軽減 ⑧家庭における男女の役割分担意識の醸成 ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
III 誰もが安全・安心して暮らせるまちづくり	①暴力・ハラスメントの防止と相談窓口の周知 ②生涯を通じた健康づくりの推進 ③誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進 ④男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	①DV防止対策の推進と窓口の周知 ②人権侵害やハラスメント、性犯罪等の防止に向けた取り組みの推進 ③生涯を通じた健康支援 ④暮らしに困難を抱える人への支援 ⑤防災対策等における男女共同参画の推進

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 重点目標 1 啓発・情報提供の充実
2 地域での学習・理解促進

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。しかし、人々の意識の中には、長い年月の中で作られてきた「男性は仕事、女性は家庭」という考えや家事分担を主に女性が担うなどの固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別役割分担意識にとらわれず、また多様な性があることを理解し、すべての人が職場や地域、家庭等のあらゆる場面で活躍し、平等であると感じることができる必要があります。

そのためには、男女共同参画や人権に関する情報提供を行うとともに、男女平等や相互理解・協力の重要性など、女性だけでなく、男性、高齢者、子どもなどさまざまな年代の人々に対し学校教育や社会教育の場において学習機会を充実させ、性別に関わりなく、互いを個人として尊重することのできる意識づくりに取り組む必要があります。

基本施策1 男女共同参画啓発の推進と情報提供

事業名	男女共同参画に関する資料の収集・提供
内 容	男女共同参画に関する新たな取り組みの資料や図書などを庁舎窓口や公民館、図書室等へ配架し、男女がともに活躍できるまちづくりに向けて町民の意識の醸成を図るとともに研修会や読み聞かせ等で活用する。
担当課	教育魅力課／町民課

事業名	男女平等や多様な性の視点に配慮した情報発信
内 容	性別にかかわらず個々の人権が尊重され、活躍できるまちづくりに向けて町の広報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用して広く町民に情報を発信する。

担当課	全課
-----	----

事業名	男女共同参画計画の周知及び進捗状況の公表
内 容	町民の男女共同参画への理解を深めるため、町計画の周知や計画の進捗状況を毎年ホームページやケーブルテレビ等で公表する。 庁内の男女共同参画調整会議や町男女共同参画サポーターを中心に計画の進捗状況の確認及び評価を行う。
担当課	町民課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
町内施設等での啓発活動の回数	2 回／年	3 回／年
男女共同参画図書コーナーの設置	0 か所	1 か所
町計画の進捗状況検討会の開催	1 回／年	2 回／年

基本施策 2 生涯を通じた学習機会の提供

事業名	男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育
内 容	次世代を担う子どもたちが、男女共同参画等への理解を深め、性別にかかわらず個性や能力を発揮し、自分らしく健やかに成長することができるよう男女共同参画の視点に立った学習機会を提供する。 また、学校だけではなく、地域や家庭とも連携し、地域全体で男女共同参画の意識醸成を図る。
担当課	教育魅力課

事業名	男女共同参画に関する研修会
内 容	固定観念や慣習、偏見に縛られない男女平等の意識づくりを進めるため、町民及び町職員に対し男女共同参画への理解を深める研修会を開催する。 公民館活動やPTA活動、小さな拠点づくりの取り組みなどさまざまな機会を通して、より広い年齢層や多くの町民が参加し、活発な意見交換ができるよう努める。
担当課	教育魅力課／総務課／町民課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
町民・町職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等の開催	0 回／年	2 回／年
男性向け料理・介護教室等の開催	0 回／年	2 回／年

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

- 重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- 2 管理職等への女性職員の積極的登用
 - 3 男女共同参画による地域づくりと人材育成
 - 4 女性の就労支援

家庭、職場、地域、政治などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画する機会が確保され、その機会を十分に活用できることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かせないことです。しかし、現状は政治や職場の管理職等に女性が少ないことからもうかがえるように、政策・方針決定過程に女性の意見が反映されにくいのが現状です。

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域・経済社会を構築するためにも、男性が中心となっている政策・方針決定過程に女性の参画を増やしていく取り組みや、地域活動等においても女性や若者の意見が反映されるよう地域の理解や体制づくり、多様な人材が活躍できる環境づくりが必要です。

また、少子高齢化が進み人口減少に直面する中で、社会・経済活動を維持していくためには、女性も男性も働きたい人すべてが仕事と家庭を両立させ、必要に応じた能力開発の機会を得ながらその能力を十分に発揮できることが重要です。あらゆる分野において女性が希望に応じて活躍できるよう、女性自身の意欲や能力の向上を目指し、女性だけではなく男性を含めた社会全体の意識改革と働きやすい環境づくりをすすめます。

基本施策 1 審議会等への女性委員の登用促進

事業名	審議会等への女性委員登用の促進
内 容	女性委員の登用を全庁的に取り組むため、各課におけるそれぞれの団体等への女性委員の登用を推進する。 選出にあたっては、団体の長にこだわらず女性の役員を推薦してもらうなど、女性の少ない分野であっても女性委員の登用率向上に向け取り組みを進める。 地域で活躍している女性の人材リストを作成し、各種審議会等の委員選出

	の際に活用し、審議会等における女性の参画率向上を図る。
担当課	全課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
審議会等への女性委員の割合	23.6%	40.0%
女性委員のいない審議会等の数	6	0
行政相談員における女性登用の割合	0.0%	30.0%

基本施策 2 庁内における男女共同参画の徹底

事業名	管理職等への女性職員の積極的登用
内 容	職員に対する研修等を開催し、男女共同参画の意識啓発を図るとともにさまざまな分野に女性職員を配置するなど、女性の意欲と能力を活かす職場づくりと管理職等への女性職員の登用に努める。 また、奥出雲町特定事業主行動計画に基づき、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に努める。
担当課	総務課

事業名	男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇及び育児休業等の取得促進
内 容	各種両立支援制度の普及啓発や制度を利用しやすい職場環境の整備などの取り組みを通じて、男女ともに積極的に子育て等に参加する職員を育成し、育児休業や介護休業等を取得することが、キャリア形成の阻害要因ではないという意識改革を図る。 また、制度を利用することに対するためらいを軽減するため、支援する側の職場への支援や妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止、対策等の周知に努める。 職員一人ひとりが利用することのできる制度を理解し、必要な時期に必要な制度を正しく利用できるよう制度の理解や支援するための環境を整える。
担当課	総務課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
町の女性管理職の割合 (一般行政職)	9.5%	25.0%
制度が利用可能な男性職員のうち配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得 (一般行政職)	0.0%	50.0%
男性職員の育児休業取得率	20.0% (R2)	30.0%

基本施策 3 まちづくりや地域活動への女性の参画機会の充実

事業名	女性活躍のための情報提供
内 容	男女で協働して地域づくりを進めていくための情報の提供や地域づくりフォーラム等への女性の参加を働きかける。
担当課	全課

事業名	女性の意見反映、参画機会の充実
内 容	町民の意見を行政に反映させるため、男女を問わず意見を収集するための交流の機会の増大やまちづくり等に関わる政策・方針決定の場における女性の参画を推進する。 自治会活動等の方針決定の場への女性の参画を進め、環境や防犯、防災などの地域課題等に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行う。 町議会においても女性の立候補が増加するよう地域の女性リーダーの育成を図るとともに地域の理解や体制づくりを進める。
担当課	全課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
自治会長、常会長の女性の人数	0 人	10 人
町議会における女性議員の人数	2 人	増加
まちづくりに関する意見交換会に参加する女性の割合	—	30.0%

基本施策 4 地域でリーダーとなる人材の育成と情報提供

事業名	女性のリーダー育成
内 容	地域や事業所等あらゆる分野で活躍できる女性リーダーの育成を図るため、スキルアップや起業などのセミナー開催や情報提供を行い、女性リーダーの育成を図る。
担当課	全課

事業名	女性活躍人材リストの作成・登録
内 容	さまざまな分野で活躍している女性の人材リストを作成し、審議会等の委員選考の際にリストを活用し女性委員の増員を図る。
担当課	町民課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
女性のスキルアップセミナー等の開催	1 回／年	2 回／年
女性活躍人材リストの作成・登録	—	15 名

基本施策 5 女性の就労支援の充実

事業名	就労相談事業
内 容	女性の職業能力の開発、再就職や事業所等に関する情報提供やハローワーク等と連携し女性の就労に関する相談事業を実施する。
担当課	まちづくり産業課／福祉事務所

事業名	自己啓発、能力開発に関する講座の開催
内 容	女性の職業能力の向上を図るため、商工会等の関係機関と連携し能力開発に関する相談体制を整備する。また、各種関連団体が実施する資格・技能取得セミナー等の学習情報を提供する。 女性の就労が少ない分野でも女性が活躍できるよう、他職種との交流の場や定着に向けた支援を行う。
担当課	まちづくり産業課

事業名	起業・創業支援事業
内 容	様々な分野での女性の活躍を支援するため、支援機関である商工会等との連携や起業支援コーディネーター等の配置により、起業予定者が気軽に相談できる体制を整備し、個別伴走支援によるきめ細やかな支援体制を整備する。
担当課	まちづくり産業課

事業名	事業所等への啓発・情報提供
内 容	女性の雇用や活躍の場の拡大を図るため、情報提供を行う。 仕事と子育ての両立を応援する事業所を「おくいずも子育て応援事業所」として認定し、子育て世代に対する事業所等の理解促進を図る。
担当課	まちづくり産業課／こども家庭支援課／町民課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
町内で就労希望される方へ情報提供等	12 回／年	12 回／年
女性のスキルアップセミナー等の開催（※）	1 回／年	2 回／年
事業所等へ女性が働きやすい環境づくりの情報提供	—	2 回／年
子育て応援事業所の認定の数	累計 18 か所	累計 20 か所
女性の起業、経営に対する支援件数	累計 8 件	累計 10 件
農業委員会における女性委員の割合	5.6%	30.0%
女性農業士の人数（R2 年度農業士会員 14 人）	2 人	3 人

※再掲

基本施策6 子育て支援の充実

事業名	多様な子育て支援事業
内 容	安心して仕事と子育てができるよう出産や医療、保育等に対する子育て世代への経済的負担軽減に取り組み、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制整備や育児サポートなど、利用しやすいサービスの充実を図る。また、子育てに必要な幅広い情報をリアルタイムで提供できる子育て情報を発信する。 【医療費無料】 0歳から中学校卒業までの子どもの医療費無料。 【保育料等軽減事業】 3歳児以上の保育料・副食費無料や第3子以上の保育料無料、第2子半額など、子育て世代の経済的負担軽減を図る。また、仕事と家庭の両立を支援するため、就労形態にあわせた保育サービス（延長保育、一時保育等）を実施する。 【地域の子育て支援】 子育て支援センターを中心に子育てに関する相談事業や情報誌の発刊、ファミリーサポートセンターの活動など、地域で子育てを応援する仕組みづくりを進める。
担当課	こども家庭支援課／福祉事務所

事業名	放課後児童クラブの充実
内 容	保護者が安心して就労できるよう、平成27年度から各公民館区単位で放課後児童クラブを開設している。 放課後のほか土曜日や夏休み等の長期休業中も利用できるよう子どもの健全育成と安全に過ごすことのできる居場所づくりに努める。
担当課	こども家庭支援課

事業名	病児保育の充実
内 容	病気やけがのために幼稚園や小学校を休まなければならない子どもを看護可能な施設で預かり、保護者の就労を支援する。
担当課	こども家庭支援課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
幼児園待機児童数	0 人	0 人
結婚・子育てコンシェルジュによる相談所の開設	24 回／年	24 回／年
子育て情報誌の発行	3 回／年	3 回／年

基本施策 7 介護者の負担軽減

事業名	介護保険・障害福祉サービスの普及啓発
内 容	男女がともに介護を担うとともに、家庭介護負担の軽減により就労継続ができるよう、UI ターン等多様な介護人材確保を推進し、サービスの普及を図る。
担当課	健康福祉課／福祉事務所

事業名	介護サービスを支える人材の育成・支援
内 容	介護は女性だけが担う仕事ではなく、介護、育児、家事は男女がともに協力しあって担うことが必要である。 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない意識変革を図るとともに、各種研修会等を通じた人材の育成や地域で高齢者や障害者を支援するボランティア等の育成・支援を行う。
担当課	健康福祉課／福祉事務所

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
介護人材確保対策奨励金の支給人数	累計 20 人	累計 35 人

基本施策 8 家庭における男女の役割分担意識の醸成

事業名	男性の家事・育児・介護参画促進事業
内 容	男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識の醸成を図るため、公民館等において年代やニーズに即した講座や研修会を開催する。
担当課	健康福祉課／教育魅力課／町民課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
町民・町職員を対象とした男女共同参画に関する研修会の開催 (※)	0 回／年	2 回／年
男性向け料理・介護教室等の開催 (※)	0 回／年	2 回／年

※再掲

基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

事業名	町民へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
内 容	広報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努め町民の理解促進を図る。
担当課	町民課／まちづくり産業課

事業名	事業所等へのワーク・ライフ・バランスの啓発
内 容	短時間労働や育児・介護休業制度の活用などワーク・ライフ・バランスを実現するための仕組みを整えるため、事業所等への男女共同参画への理解に向けた働きかけを行う。
担当課	まちづくり産業課／町民課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
町民や事業所等へのワーク・ライフ・バランスの啓発回数	—	3 回以上／年

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせるまちづくり

- 重点目標 1 暴力・ハラスメントの防止と相談窓口の周知
- 2 生涯を通じた健康づくりの推進
- 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進
- 4 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。暴力はどんな理由があるにしても誰に対しても決して許させるべきではありません。特にDV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。DV被害者に対する支援は、関係機関と連携し早期発見・早期対応の支援が必要です。

また、安心して出産し、子どもを育てることのできる環境づくりや生涯を通じて健康の保持増進を図るため、健康相談や各種検診の受診・啓発、生活習慣病の予防にも取り組みます。

さらに、近年は大雨等による災害発生頻度は増加傾向にあり、災害の発生はすべての人の生活に大きな影響を及ぼすとともに、とりわけ女性や子ども、高齢者など脆弱な状況にある人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

災害時には男女のニーズの違いが配慮されないなど、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、防災体制の整備を進めるうえで多様な立場の人の声が反映されることが重要です。

平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

基本施策 1 DV防止対策の推進と窓口の周知

事業名	DV・デートDV防止の啓発
内 容	女性に対する暴力は重大な人権侵害です。DV・デートDVを防止するため、街頭啓発や庁内の相談窓口・学校教育機関等と連携を図り、町民の理解を深めるための意識啓発を行う。

担当課	福祉事務所／教育魅力課
-----	-------------

事業名	D V ・ 児童虐待相談事業
内 容	D V 等を受けた被害者への相談窓口の周知や必要な援助が幅広く行えるよう相談体制の充実を図る。 また、県等の関係機関が実施する研修に積極的に参加するなど相談担当者の資質向上と関係機関との連携強化を図り適切な支援を実施する。
担当課	福祉事務所／健康福祉課／教育魅力課／こども家庭支援課

事業名	D V 等の被害者支援
内 容	女性センターや児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努める。 また、要保護児童対策協議会による関係機関の情報共有や連携により必要な支援を行う。
担当課	福祉事務所／健康福祉課／教育魅力課／こども家庭支援課

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
町民に対する D V、児童虐待防止の啓発回数	—	2 回以上／年

基本施策 2 人権侵害やハラスメント、性犯罪等の防止に向けた取り組みの推進

事業名	人権侵害やハラスメント、性犯罪防止等の啓発
内 容	町民や企業等に対するハラスメント防止のための啓発を実施する。 若年層を対象とした性暴力被害防止やストーカー行為等の未然防止のための啓発を実施する。
担当課	町民課／福祉事務所／まちづくり産業課

事業名	人権侵害やハラスメント、性暴力被害者等に関する相談窓口の開設
内 容	人権侵害やハラスメントに関する相談窓口を開設するとともに、あらゆる人権に関する相談に適切に対応できるよう関係機関と連携を図りながら、解決に向けた迅速な対応を図る。 性犯罪・性暴力被害者やストーカー事案に対する相談については、関係

	機関との連携のもと必要な支援を行う。
担当課	町民課／福祉事務所

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
事業所等へのハラスメント防止の啓発回数	—	1 回以上／年
特設人権相談所の開設	4 回／年	4 回／年

基本施策 3 生涯を通じた健康支援

事業名	健康づくりのための啓発・普及
内 容	生涯を通じた健康の保持増進を図るため、健康相談や各種検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組む。 各地区の健康づくり推進員による健康教室等の活動を支援し、地域における健康づくりの推進と啓発を実施する。
担当課	健康福祉課

事業名	性差に配慮した健康づくりの支援
内 容	女性特有の疾患に配慮した健康づくりを支援するため、乳がん検診や子宮頸がん検診、骨粗しょう症予防など女性の健康づくりを支援する。
担当課	健康福祉課

事業名	妊娠・出産・子育てに関する支援
内 容	保健師や助産師等が妊娠期から子育て期のさまざまな悩みや相談に応じるため、子育て世代包括支援センター「はぐみい」による継続的・包括的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しサポートする。 不妊に関する相談・費用の助成を行う。
担当課	健康福祉課／こども家庭支援課

数値目標

評価項目	現況値（R2 年度）	目標値（R8 年度）
子宮がん検診受診率	12.5%	30.0%
乳がん検診受診率	19.0%	50.0%

不妊治療の認知度	51.9%	70.0%
----------	-------	-------

基本施策4 暮らしに困難を抱える人への支援

事業名	ひとり親家庭等に対する相談支援体制の充実と経済的支援
内 容	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携して包括的かつ継続的な支援を行う。 経済的な自立と生活の安定を図るため、個々のニーズに合った経済的支援、就労支援及び学習支援を実施する。
担当課	福祉事務所／教育魅力課

事業名	高齢者・障がい者等に対する支援体制の充実
内 容	高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように医療や介護、生活支援サービス等が一体的に提供される仕組みづくりを進めます。 認知症や障がいの特性についての普及啓発や相談支援体制の充実を図り、支援を必要とする人の地域生活の充実や社会参加を促進します。
担当課	健康福祉課／福祉事務所

数値目標

評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
認知症サポーター養成者数	累計 117 人	累計 120 人
徘徊見守りネットワーク協力者数	累計 117 人	累計 200 人

基本施策5 防災対策等における男女共同参画の推進

事業名	男女の視点を取り入れた防災意識の醸成
内 容	男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催などを通じて防災意識の醸成を図るとともに、災害時に性別に関わらず町民が協力し合えるよう男女のニーズに配慮した災害対策を周知・啓発する。 防災会議の委員や自治会長及び自治会役員に占める女性の割合を高めていく。

担当課	総務課
-----	-----

事業名	防災の現場における女性の参画拡大
内 容	災害時において男女の多様なニーズや違いに配慮し安全・安心を確保できるよう、地域の防災に関する施策や方針決定、自主防災組織等への女性の参画が重要である。 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実・人材育成を図り、自治会や自主防災組織において活躍する女性を支援する。 また、女性が主体的な担い手であることや女性の視点の重要性についての男性の意識を改革する。 さらに、防災に関する知識の普及において、女性と男性のニーズや影響の違い、女性の視点の重要性について伝えていく。
担当課	総務課

事業名	男女のニーズに配慮した避難所運営
内 容	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成し、避難所の運営に女性の参画を促進する。 女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。
担当課	総務課

事業名	地域防犯活動の推進
内 容	町、警察、地域住民が連携して地域の見守り活動を行うとともに防犯カメラの設置により犯罪の抑止につなげる。
担当課	町民課

数値目標

評価項目	現況値（R3 年度）	目標値（R8 年度）
町防災会議の女性委員の割合	6.9%	30.0%
町女性消防団員の数	6 人	増加
防災士の資格取得	累計 31 人	累計 73 人

第3章 計画の推進

1. 推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女をとりまく社会的背景を踏まえ、あらゆる分野において総合的かつ効率的に施策を推進していく必要があります。

また、町政だけではなく、町内の事業所や諸団体、町民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが重要です。

(1) 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的・先導的な役割を担い、全ての職員が男女共同参画社会の実現をめざすという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制で推進します。

(2) 町民、事業所、各種団体等との連携

町民、事業所、各種団体等との連携を図り、協力して効果的な施策の推進に取り組むとともに、行政は男女共同参画に関する情報提供等を進め、意識啓発に努めます。

(3) 国・県及び関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換等を行い連携を深めます。

(4) 計画の進捗管理

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について事業内容や成果を把握するとともに、本計画の進捗状況を検討する場を設け、評価・検証内容を町のホームページ等を通じて公表します。

2. 数値目標一覧

本町の取り組む施策の具体的な数値目標を設定し、令和8年度の達成を目指します。

	評価項目	現況値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
1	町内施設等での啓発活動の回数	2 回／年	3 回／年
2	男女共同参画図書コーナーの設置	0 か所	1 か所
3	町計画の進捗状況検討会の開催	1 回／年	2 回／年
4	町民・町職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等の開催	0 回／年	2 回／年
5	男性向け料理・介護教室等の開催	0 回／年	2 回／年
6	審議会等への女性委員の割合	23.6%	40.0%
7	女性委員のいない審議会等の数	6	0
8	行政相談員における女性登用の割合	0.0%	30.0%
9	町の女性管理職の割合（一般行政職）	9.5%	25.0%
10	制度が利用可能な男性職員のうち配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得（一般行政職）	0.0%	50.0%
11	男性職員の育児休業取得率	20.0% (R2)	30.0%
12	自治会長、常会長の女性の人数	0 人	10 人
13	町議会における女性議員の人数	2 人	増加

14	まちづくりに関する意見交換会に参加する女性の割合	—	30.0%
15	女性のスキルアップセミナー等の開催	1 回／年	2 回／年
16	女性活躍人材リストの作成・登録	—	15 名
17	町内で就労希望される方へ情報提供等	12 回／年	12 回／年
18	事業所等へ女性が働きやすい環境づくりの情報提供	—	2 回／年
19	子育て応援事業所の認定の数	累計 18 か所	累計 20 か所
20	女性の起業、経営に対する支援件数	累計 8 件	累計 10 件
21	農業委員会における女性委員の割合	5.6%	30.0%
22	女性農業士の人数 (R2 年度農業士会員 14 人)	2 人	3 人
23	幼稚園待機児童数	0 人	0 人
24	結婚・子育てコンシェルジュによる相談所の開設	24 回／年	24 回／年
25	子育て情報誌の発行	3 回／年	3 回／年
26	介護人材確保対策奨励金の支給人数	累計 20 人	累計 35 人
27	町民や事業所等へのワーク・ライフ・バランスの啓発回数	—	3 回以上／年
28	町民に対するDV、児童虐待防止の啓発回数	—	2 回以上／年
29	事業所等へのハラスメント防止の啓発回数	—	1 回以上／年

30	特設人権相談所の開設	4 回／年	4 回／年
31	子宮がん検診受診率	12.5% (R2)	30.0%
32	乳がん検診受診率	19.0% (R2)	50.0%
33	不妊治療の認知度	51.9% (R2)	70.0%
34	認知症サポーター養成者数	累計 117 人	累計 120 人
35	徘徊見守りネットワーク協力者数	累計 117 人	累計 200 人
36	町防災会議の女性委員の割合	6.9%	30.0%
37	町女性消防団員の数	6 人	増加
38	防災士の資格取得	累計 31 人	累計 73 人

参 考 資 料

1. 用語解説

●固定的な性別役割分担意識(P3)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

●無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）(P3)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

●町男女共同参画サポーター(P6)

島根県の委嘱を受けて、地域の実情に即した男女共同参画を推進するため、行政と連携し地域で啓発活動等を行う人材。

●奥出雲町特定事業主行動計画(P9)

次世代育成支援対策法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、奥出雲町の職員を対象に男女ともに全ての職員が仕事と家庭、地域での生活を両立できる働きやすい職場づくりを推進するため策定された計画。

●ワーク・ライフ・バランス(P15)

「仕事と生活の調和」ともいう。働きながら私生活も充実させることができるように職場や社会環境を整えること。労働時間の短縮や保育・介護のサポート、各種休暇制度など仕事と家庭の両立支援を図るための取り組みのこと。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）(P16)

夫婦や恋人など親しい関係にある男女間の暴力をいう。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、どなる・ののしるといった言葉の暴力、家族や友人との付き合いを制限したり、無視するなどの精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

また、高校生や大学生などの若い世代で、婚姻関係のない交際相手などの異性からの暴力は「デートDV」と呼ばれている。

●ハラスメント(P17)

人に対する嫌がらせやいじめなどの迷惑行為であり、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。行為者にどういった意図があったかは問題ではなく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントになる。

<主なハラスメントの種類>

パワーハラスメント（パワハラ）

職場での上下関係や権力を利用した嫌がらせ行為。代表的な言動として、身体的・精神的な攻撃、職場で孤立させる、業務量の過大又は過少な要求などがある。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

異性間において性別や年齢、プライベートや容姿について不必要な発言をしたり、身体に触れる行為のこと。

モラルハラスメント（モラハラ）

相手の意見をことごとく拒絶したり、わざと実行不可能な仕事を依頼するなど精神的な苦痛を与える行為。

ジェンダーハラスメント

「男のくせに」、「女のくせに」といった発言や性別への偏見を原因とした不公平な評価、採用や昇進機会の損失のこと。採用の条件が男女で異なる場合や人員配置に男女いずれかを優先する扱いもハラスメントにあたる。

マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠や出産、子育てを理由とした嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。妊娠中・産休明けに自主退職への誘導や不妊治療に対する否定的な言動も含む。

2. 策定の経過

第三次奥出雲町男女共同参画計画策定までの経過

時 期	内 容	備 考
令和3年10月	第二次計画の評価と課題の洗い出し	・関係各課へ評価と課題を照会
11月12日	第1回策定委員会	・委員の選任（委嘱書交付） ・委員長の選出 ・現計画の達成状況等 ・女性センターアドバイザーによる研修
令和4年1月27日	第2回策定委員会	・内容の検討 ・目標数値設定の確認
3月2日	第3回策定委員会	・計画（素案）について
3月上旬	計画（素案）に対するパブリックコメント	・ホームページ等で意見照会
3月下旬	第三次計画策定	

3. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに

かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支

援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援

センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力

が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥(しゅう)心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の

本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重

するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円

以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和元年6月5日法律第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立

に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする

きは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9

条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関

し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する

承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動

計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第3項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の

停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二～四 略

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関

する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6. 奥出雲町男女共同参画推進条例

奥出雲町男女共同参画推進条例

平成21年3月19日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内において営利、非営利、個人、法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及

び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動についての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画できるよう行わなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接に関連していることを考慮して行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、県、町民及び事業者と相互に連携し、協力して実施するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、男女共同参画施策の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に当たり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次の行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取り扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長させ、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 町は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 町は、前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く町民の意見を反映できるよう

努めなければならない。

3 町は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。この場合において、「男女共同参画の策定」とあるのは「男女共同参画の変更」と、「男女共同参画を策定」とあるのは「男女共同参画を変更」と読み替えるものとする。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 町は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 町は、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 町は、町が実施する施策に関する男女共同参画についての町民及び事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告)

第15条 町は、施策の総合的な推進に資するため、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第三次奥出雲町男女共同参画計画

令和4年3月
奥出雲町町民課

〒699-1592

島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

電話 0854-54-2510

Eメール choumin@town.okuizumo.shimane.jp